

国住指第1328号  
令和3年8月26日

中央指定登録機関  
公益社団法人 日本建築士会連合会  
会長 近角 眞一 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建築士法の一部改正について（技術的助言）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号、以下「整備法」という。）は、令和3年8月26日から施行されることとされている。

については、今回施行される整備法による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）の運用について、下記のとおり通知する。

貴団体におかれては、貴団体の会員及び関係者に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、各都道府県知事に対しても、この旨通知しているので、申し添える。

## 記

### 1. 改正の経緯

地方分権改革の取組については、平成26年度から、地方公共団体等から提案を募集し、その実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を実施しており、令和2年度においては、法第10条の3に規定する都道府県知事の経由を廃止し、廃止後の申請に係る窓口等を中央指定登録機関に一本化するよう提案があった。

また、法第15条の7に規定する受験の申込みに関する都道府県知事の経由についても廃止するよう提案があったところである。

### 2. 改正概要

一級建築士の免許、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証に関する国土交通大臣への書類の提出、これらに関する国土交通大臣の書類の交付、一

級建築士の住所等の届出並びに一級建築士の死亡等の届出（以下「免許等の手続き」という。）は、住所地の都道府県知事を経由して行うこととされていたが、当該経由事務を規定していた法第 10 条の 3 が削除された。

また、天災等の理由により中央指定試験機関が一級建築士試験を実施できなくなった場合に、受験の申込みを住所地の都道府県知事を経由して行うこととされていたが、当該経由事務を規定していた法第 15 条の 7 が削除された。

あわせて、法第 10 条の 3 及び法第 15 条の 7 の経由事務を第一号法定受託事務として規定している法第 36 条が削除された。

### 3. 改正後の運用について

免許等の手続きは、住所地の都道府県知事を経由して行うこととされていたが、他方、国土交通大臣が中央指定登録機関を指定して、法第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づく一級建築士の登録の実施等に関する一定の事務（以下「一級建築士登録等事務」という。）を行わせるときは、法第 10 条の 17 第 1 項の規定により国土交通大臣は当該事務を行わないこととなっている。

このため、都道府県知事を経由して行う事務の対象は以下の手続きとされていた。

- ・住所等の届出（第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項）
- ・死亡等の届出（第 8 条の 2）
- ・免許の取消しの申請（第 9 条第 1 項第 1 号）
- ・失踪宣告の届出（建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号。）第 6 条第 4 項）

今般の改正により、住所等の届出、死亡等の届出、免許の取消しの申請及び失踪宣告の届出（以下「届出等」とする。）については、住所地の都道府県知事を経由しないこととされるが、申請者の利便等を考慮し、一級建築士登録等事務と同様に各都道府県の建築士会において、届出等の受付を行う窓口を設置するようお願いする。従来から都道府県との協議等により、同様の対応をいただいている各都道府県の建築士会には、引き続き受付をしていただくようお願いする。受付を行った届出等については、貴会において集約の上、各地方整備局へ回付いただきたい。

なお、一級建築士登録等事務及び届出等に関する手続きについては「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の施行について（技術的助言）」（令和 2 年 12 月 28 日付国住指第 3405 号）で通知した通り、電子申請による対応に積極的に取り組むようお願いする。

以上